

防衛大学校規則(昭和 3 6 年防衛庁訓令第 8 1 号)第 3 4 条の規定に基づき、防衛大学校総合安全保障研究科学修規程を次のように定める。

平成 9 年 3 月 3 1 日

防衛大学校長 松 本 三 郎

防衛大学校総合安全保障研究科学修規程

改正 平成 11 年 9 月 27 日防衛大学校達第 4 号 平成 14 年 3 月 27 日防衛大学校達第 4 号
平成 19 年 3 月 30 日防衛大学校達第 7 号 平成 20 年 3 月 31 日防衛大学校達第 8 号
平成 21 年 3 月 31 日防衛大学校達第 4 号 平成 22 年 4 月 1 日防衛大学校達第 9 号
平成 24 年 3 月 30 日防衛大学校達第 6 号 平成 28 年 3 月 31 日防衛大学校達第 7 号
平成 31 年 3 月 27 日防衛大学校達第 3 号 令和 4 年 3 月 18 日防衛大学校達第 17 号

(趣旨)

第 1 条 防衛大学校総合安全保障研究科(以下「研究科」という。)における学修については、防衛大学校規則(昭和 3 6 年防衛庁訓令第 8 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規程による。

(研究科の教育)

第 2 条 研究科の教育は、授業科目(以下「科目」という。)の授業及び卒業論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

(指導教官)

第 3 条 研究科学生(以下「学生」という。)ごとに、研究指導を担当する教官(以下「指導教官」という。)を定める。

- 2 指導教官は、研究科担当の教授とする。ただし、必要がある場合は、准教授をもってこれに充てることができる。
- 3 指導教官が定められるまでの間は、総合安全保障研究科前期課程(以下「前期

課程」という。)にあつては、総合安全保障研究科前期課程運営部会の部会員が、総合安全保障研究科後期課程(以下「後期課程」という。)にあつては、総合安全保障研究科後期課程運営部会の部会員が、それぞれ学生の指導に当たるものとする。

4 学修上必要と認める場合には、副指導教官をおくことができる。

(授業、学期及び授業時限)

第4条 授業、学期及び授業時限は、防衛大学校本科学習規程(平成元年防衛大学校達第3号。以下「本科学習規程」という。)第2条から第4条までの規定を準用する。

(授業科目及び単位数)

第5条 学生が履修すべき科目及びその単位数は前期課程にあつては別表第1、後期課程にあつては別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法及び授業期間)

第6条 前条の各科目の単位の計算方法及び授業期間は、本科学習規程第7条の規定を準用する。

(履修方法)

第7条 前期課程学生(次項に規定する者を除く。)は、別表第1に定める科目のうちから30単位以上を選択し、これを履修しなければならない。この場合、学生は共通基礎科目及び配分されたコースのコア科目から12単位以上を、そのうちコア科目から8単位以上を、並びに総合研究科目から8単位以上を修得しなければならない。

2 前期課程学生のうち、専修プログラムを履修する者は、別表第1に定める科目のうちから34単位以上を選択し、これを履修しなければならない。この場合、学生は共通基礎科目及び配分されたコースのコア科目から12単位以上を、そのうちコア科目から8単位以上を、総合研究科目から8単位以上を、専修プログラ

ム科目から8単位以上を修得しなければならない。

- 3 前期課程学生が希望し、指導教官が必要と認める場合は、本科の人文・社会科学専門科目を履修することができる。ただし、卒業に必要な単位には含まない。
- 4 後期課程学生は、別表第2に定める科目のうちから10単位以上を選択し、これを履修しなければならない。この場合において、総合研究科目から6単位を修得しなければならない。ただし、本研究科後期課程に入校する前に本研究科後期課程において履修した授業科目について修得した単位がある場合は、6単位を上限として修得したものとすることができる。

(履修計画書の提出)

第8条 学生は、毎学年度、所定の期間内に指導教官の指導を受けて、履修計画書を教務部長に提出しなければならない。

- 2 履修計画の変更を行う場合は、指導教官及び授業科目担当教官(以下「担当教官」という。)の承認を経て、変更届を教務部長に提出しなければならない。

(試験)

第9条 担当教官は、各科目ごとに別に定められた日時により定期試験を行うものとする。

- 2 傷病、その他やむを得ない事由により、定期試験を受けることができなかった学生に対しては、追試験を行うことができる。

(単位の修得)

第10条 担当教官は、学生の試験の成績及び出席時数等を総合評定することにより、「優」、「良」、「可」及び「不可」の順に当該科目の修得の程度を評定する。

- 2 前項の場合において、「可」以上の評定の科目は単位を修得したものとする。
- 3 担当教官は、試験終了後1週間以内に評定を学務システムに入力するものとする。

(卒業論文の提出等)

第11条 学生は、所定の期日までに卒業論文を学校長に提出し、その審査と最終

試験を受けなければならない。ただし、前期課程学生のうち、専修プログラムを履修する者は、卒業論文として特定課題論文を提出することができる。

(卒業論文の審査及び最終試験)

第12条 卒業論文は学校長の指名する卒業論文審査委員が審査するものとする。

2 最終試験は、学校長の指名する最終試験委員が卒業論文を中心に、これに関連ある科目について行うものとする。

(修業年限の特例の承認)

第13条 前期課程において優れた業績を上げた者で、総合安全保障研究科前期課程委員会が認めた者については、規則第23条第1項ただし書前段に掲げる期間以上の修業期間で足りるものとする。

2 後期課程において優れた業績を上げた者で、総合安全保障研究科後期課程委員会が認めた者については、規則第23条第1号から3号に掲げる期間以上の修業期間で足りるものとする。

(委任規定)

第14条 この達の実施に関し必要な細部事項は、前期課程にあつては総合安全保障研究科前期課程運営部会、後期課程にあつては後期課程運営部会の議を経て教務部長が定める。

附 則

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月27日防衛大学校達第4号)

この達は、平成11年9月27日から施行する。

附 則(平成14年3月27日防衛大学校達第4号)

1 この達は、平成14年4月1日から施行する。

2 平成13年度以前に選抜された総合安全保障研究科学生への適用については、この達の施行後も、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日防衛大学校達第7号)

この達は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日防衛大学校達第 8 号)

この達は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日防衛大学校達第 4 号)

- 1 この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に選抜された総合安全保障研究科課程学生への適用については、この達の施行後も、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日防衛大学校達第 9 号)

- 1 この達は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年度以前に選抜された総合安全保障研究科学生の修学については、この達の施行後も、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日防衛大学校達第 6 号)

この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日防衛大学校達第 7 号)

- 1 この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前に選抜された総合安全保障研究科前期課程学生への適用については、この達の施行後も、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日防衛大学校達第 3 号)

- 1 この達は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に選抜された総合安全保障研究科学生への別表第 1 の適用については、国際安全保障コースの授業科目及び単位数に「軍備管理・軍縮論(2)」及び「国際政治経済論(2)」を加え、戦略科学コースの授業科目及び単位数に「比較組織論(2)」を加え、安全保障法コースの授業科目及び単位数に「戦争法Ⅰ(2)」及び「戦争法Ⅱ(2)」を加えるものとする。ただし、「軍備管理・軍縮論(2)」を修得した者は「軍備管理・不拡散論(2)」を、「比較組織論(2)」を修得した者は「組織行動論(2)」を、「戦争法Ⅰ(2)」を修得した者は「国際安全保障法(2)」を、「戦争法Ⅱ(2)」を修得した者は「戦争法(2)」を履修することはできない。

附 則(令和4年3月18日防衛大学校達第17号)

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第5条・7条関係)

区 分		授 業 科 目 及 び 単 位 数
共 通 基 礎 科 目		社会科学方法論(2)、安全保障論(2)、国際連合論(2)、危機管理論(2)、国際法(2)、安全保障と倫理(2)、現代社会と宗教(2)、安全保障特論(1~2)
コ ア 科 目	国際安全保障コース	国際協力論(2)、国際秩序論(2)、軍備管理・不拡散論(2)、朝鮮半島安全保障研究(2)、中国安全保障研究(2)、アメリカ安全保障研究(2)、ヨーロッパ安全保障研究(2)、ロシア安全保障研究(2)、中東・アフリカ安全保障研究(2)、大洋州(オセアニア)安全保障研究(2)、南アジア安全保障研究(2)
	戦略科学コース	軍事組織論(2)、組織戦略論(2)、組織行動論(2)、国家戦略論(2)、戦略文化論(2)、技術戦略論(2)、政軍関係論(2)、防衛行政論(2)、戦争史(2)、防衛経済学(2)、戦略とゲーム理論(2)、ストレス管理研究(2)、戦後日本外交史(2)、広報・メディア戦略(2)、地理情報システム論(2)
	安全保障法コース	安全保障法(2)、国際安全保障法(2)、戦争法(2)、比較防衛法制(2)、国際刑事法(2)、海洋法(2)、航空宇宙法(2)、防衛関連刑事法(2)
総 合 研 究 科 目		総合研究Ⅰ(4)、総合研究Ⅱ(4)、総合研究Ⅲ(4)、総合研究Ⅳ(4)、総合研究Ⅴ(4)、総合研究Ⅵ(4)、総合研究Ⅶ(4)、総合研究Ⅷ(4)
専 修 プ ロ グ ラ ム 科 目	課 題 研 究 科 目	課題研究Ⅰ(2)、課題研究Ⅱ(2)
	演 習 科 目	安全保障・危機管理演習Ⅰ(2)、安全保障・危機管理演習Ⅱ(2)、安全保障・危機管理演習Ⅲ(2)、安全保障・危機管理演習Ⅳ(2)、安全保障・危機管理演習Ⅴ(2)、安全保障・危機管理演習Ⅵ(2)、安全保障・危機管理演習Ⅶ(2)、安全保障・危機管理演習Ⅷ(2)

注：() は単位数を示す。

別表第2(第5条・7条関係)

区 分		授 業 科 目 及 び 単 位 数
総 合 研 究 科 目		総合安全保障論究Ⅰ(2)、総合安全保障論究Ⅱ(2)、総合安全保障特別演習Ⅰ(1)、総合安全保障特別演習Ⅱ(1)
応 用 科 目	総 合 安 全 保 障 理 論	総合安全保障基礎(2)、総合安全保障理論Ⅰ(2)、総合安全保障理論Ⅱ(2)
	地 域 研 究	地域安全保障特論Ⅰ(2)、地域安全保障特論Ⅱ(2)、地域安全保障特論Ⅲ(2)、地域安全保障特論Ⅳ(2)
	総 合 安 全 保 障 政 策	安全保障政策特論Ⅰ(2)、安全保障政策特論Ⅱ(2)、安全保障政策特論Ⅲ(2)、安全保障政策特論Ⅳ(2)、安全保障政策特論Ⅴ(2)、安全保障法制特論(2)

注：() は単位数を示す。